第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内から同市下新城中野字街道端西地内までの延長1,973ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道秋田天王線改築工事及びこれに伴う一般国道７号交差点工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「県道秋田天王線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により国道交差点の交通に支障が生じるため、一般国道７号交差点の交差点機能及び自動車交通の直進性を確保するための交差点工事は、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道秋田天王線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により秋田県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により秋田県が道路管理者であることなどから、起業者である秋田県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、秋田県秋田市を起点とし、潟上市に至る延長29.8㎞の路線であり、秋田市から潟上市の沿岸部の主要な生活圏を結ぶ経済・生活の発展に大きな役割を果たしている主要幹線道路である。

本路線が通過する秋田県秋田市下新城地区は、平成11年に秋田県立大学が開学したほか、重要港湾秋田港の産業振興を支援する工業団地のひとつとして下新城地区工業団地の整備が進められており、大学への通勤通学、工業団地への輸送交通や従業員の通勤等により本路線の重要度は高まっている状況にある。

しかしながら、本路線は自動車交通量が多く、交通容量が不足しており、本路線を利用して秋田県男鹿市方面から秋田市中心部に流入する自動車により、朝の通勤・通学時間帯を中心に交通混雑が発生しており、平成17年度道路交通センサスによると、本路線の自動車交通量は、潟上市天王中浜山で18,633台／日、混雑度は1.97に達している。さらに本路線と並行して走る一般国道７号と本路線が交差する「新国道交差点」においては、朝のピーク時に最大渋滞長550m、通過時間に11分を要しており、その対策が急務となっている。

本件事業の完成により、本路線と一般国道７号が新たなバイパスで接続され、本路線の自動車交通が一般国道７号へ分散されるとともに、現在改良工事が進められている秋田市道中野笠岡線を介して本路線と都市計画道路横山金足線が接続することで、本路線と一般国道７号に集中する自動車交通が都市計画道路横山金足線に分散され、新国道交差点の混雑の緩和が図られるなど本路線の円滑な交通の確保に寄与することが認められる。さらに、秋田県立大学、重要港湾秋田港、下新城地区工業団地等の地域の学術、産業拠点へのアクセス道路として機能することで地域社会や経済の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成21年５月に任意で環境影響に関する調査を実施した結果、大気質、騒音及び振動のいずれの項目においても環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が平成21年７月及び８月に行った調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハヤブサ及び準絶滅危惧種として掲載されているミサゴ、ハイタカの飛翔が確認されているが、営巣は確認されていないこと、周辺に同様の生息環境が広く存在することなどから影響は軽微であるとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているセナミスミレ、秋田県レッドデータブックに準絶滅危惧種として掲載されているハイネズ、ノハラクサフジ等が確認されているが、本件事業による改変及び影響範囲は小さく、周辺には同様の生育環境が広く存在することなどから影響は軽微であると予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本路線の交通混雑の緩和及び円滑な交通の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成14年８月27日付けで決定された都市計画とのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道７号の交差点工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本路線は自動車交通量が多く、朝の通勤・通学時間帯を中心に交通混雑が発生していることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県秋田市役所

○東北地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号鶴岡バイパス	鶴岡市茅原字宝田一丁目一一番八から同市茅原字余慶町九七番一まで	東北地方整備局河川国道事務所及び同局酒田出張所

供用開始の期日　平成二十三年九月一日